

介護保険料 納入通知書の送付



ホームページ

介護保険料の納入通知書を7月中旬に送付します。保険料の算定額は、本人や家族の前年所得額等に応じて決定されます。

【令和7年度介護保険料に係る 算定基準の変更点(65歳以上)】

令和6年中の老齢基礎年金(満額)の支給額が変更されたことを踏まえ、第1段階・第4段階の対象となる条件の見直しが行われました。

〈第1段階・第4段階〉本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下(令和6年度までは80万円)

【保険料の減免】

以下の理由で介護保険料を納めることが困難な事情が生じた方は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

▶災害で大きな損害を受けたとき▶失業などで所得が著しく減少したとき▶低所得による生活困窮

【介護サービス利用者負担の減免】

災害等の特別な理由により介護サービス費用の負担が困難な方は、申請により利用者負担金の減免を受けることができる場合があります。

【居住費(滞在費)・食費の軽減】

低所得などの理由により、施設入所・ショートステイに係る居住費(滞在費)・食費の負担を軽減できる場合があります。

◆上記の減免・軽減制度には条件がありますので、申請の前に下記へご相談ください。

■問い合わせ 高齢介護課 ☎38-2046

申請・届け出

令和7年度 芦屋市物価高騰 重点支援給付金(不足額給付)



給付金に便乗した詐欺や悪質商法にご注意ください!

物価高騰により厳しい状況にある方への支援として昨年度の当初調整給付(定額減税しきれない方への給付)に不足があった場合、追加で給付を行います。 ※詳細はホームページへ▲

■対象&内容 〈不足額給付①〉昨年の給付額と本来給付すべき給付額に差があった方に、不足分を1万円単位で追加支給します。

〈不足額給付②〉本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に1人あたり原則4万円(一部条件により3万円)を支給します。※合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

■通知発送 7月末以降、対象の方へ給付に関



ホームページ

する案内を順次発送予定。

■問い合わせ 地域福祉課臨時給付金等担当(コールセンター) ☎38-2053(平日・午前9時～午後5時) / ☎659-8501 住所不要

国民年金保険料の 免除・納付猶予



ホームページ

所得の減少や失業等で保険料の納付が困難な場合には「免除制度」や「納付猶予制度」があります。

【免除】全額・4分の3・半額・4分の1の4種類があります。免除された期間は、受給資格期間に算入され、将来の年金額にも免除の種類に応じて一部反映されます。

■対象 本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が基準額以下の方。(免除の種類や世帯構成により基準額が違います。詳細は下記へ。)

■保険料

種 類	保 険 料
全額免除	0円
4分の3免除(4分の1納付)	4,380円
半額免除(2分の1納付)	8,760円
4分の1免除(4分の3納付)	13,130円

【納付猶予】50歳未満の方の納付を猶予する制度。猶予された期間は受給資格期間には算入されませんが、将来の年金額には反映されません。

■対象 本人・配偶者それぞれの前年所得が基準額以下の方(世帯構成により基準額が違います。詳細は下記へ。)

【申請方法】本人確認書類(マイナンバーカード等)失業による申請の場合は離職票等を持参し、下記へ。

【保険料の追納】免除や納付猶予を受けた期間の保険料は10年以内に納めること(追納)ができます。これにより、納付済期間として将来の年金額に反映されるようになります。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度を過ぎて追納する場合には加算額が上乘せされます。

■問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

募 集

市民委員の募集

【第11次芦屋すこやか長寿プラン21
策定委員会】



ホームページ

■募集人数 2人以内

■任期 8月20日～令和9年3月31日(平日・休日/昼間1回約2時間/全6回程度)

■応募資格 市内在住・7月1日時点の年齢が満18歳以上

■報酬 既定の委員報酬・交通費の支給あり

■申し込み 7月1日～18日(必着)で必要事項(住所・氏名・生年月日・電話番号)を記入し、「芦屋市の高齢者施策と介護保険事業計画の在り方」をテーマとした作文(様式自由・800字程度)を添付し、郵送・持参または申込フォームで提出 ※応募書類は返却しません。

■選考方法 選考委員会で決定し本人に通知

■問い合わせ 高齢介護課 ☎38-2044(☎659-8501住所不要)



申込フォーム

男女共同参画団体協議会の 新規登録



ホームページ

■対象 市内で男女共同参画に関する活動をしているグループ

■登録有効期間 登録承認日～令和9年3月31日まで(令和9年4月以降更新可能)

■登録基準 ①「男女共同参画社会」の実現を目的として活動し、会員数が5人以上(市内在住・在勤・在学者が6割以上)で、広く門戸を開いていること。②1年以上の活動実績があり、政治・宗教・営利活動を目的としないこと。

※男女共同参画団体協議会の定例会等に出席(月1回)

※男女共同参画センター会議室の優先予約可能(使用料一部免除)

■申し込み 随時受付(日曜・祝日を除く)。規約か会則と必要書類(下記窓口で配布・市ホームページでダウンロード可)を下記へ

■問い合わせ 男女共同参画センター ☎38-2023/✉josei-ce@city.ashiya.lg.jp(☎659-0064精道町8-20)

催 し

モンテベロ姉妹都市 学生親善使節交流事業



ホームページ



7月17日から3週間、モンテベロ市から学生親善使節が市内の家庭にホームステイします。学生親善使節と楽しく国際交流をしてみませんか?

【芦屋市の学生親善使節】



左:小西珠輝さん
(高校生)
右:古川紗裕さん
(高校生)

【モンテベロ市の学生親善使節】

左:Anthony Ramirez
(アンソニー・ラミレス)
さん(高校生)

右:Andrew Franco
(アンドリュー・フランコ)
さん(高校生)



【歓送迎会・さよならパーティ】

■日時&内容 ①歓送迎会:7月18日(金)午後5時～7時②さよならパーティ:8月5日(火)午後5時～7時

■定員 100人(要予約)

■料金 各3,000円(大学生以下2,000円)

■申し込み ①6月30日(月)午後5時②7月18日(金)午後5時までに電話で下記へ

■会場&問い合わせ 潮芦屋交流センター ☎25-0511(午前9時～午後5時30分・水曜休館)